

# エル・インターネットサービス約款

## 第1章 総則

### 第1条 約款の適用

有限会社エル・インターネット（以下、「当社」といいます）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第31条第5項の規定に基づきこの約款（以下本約款といいますが）を定め、これにより契約者に対し、本約款に定めるエル・インターネットサービスを提供します。

2 エル・インターネットサービスの取扱いに関しては、日本国及び外国の法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約・約款等により制限されることがあります。

### 第2条 約款の変更

当社は、契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができます。この場合には、エル・インターネットサービスの提供条件は、変更後のエル・インターネットサービス第6章条約款の定めるところによります。

### 第3条 協議

この約款に記載のない事項でエル・インターネットサービスの提供の上で必要な細目事項については、契約者と当社との協議によって定めます。

### 第4条 用語の定義

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「電気通信設備」 --- 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備。
- (2) 「電気通信回線」 --- 電気通信設備たる回線。
- (3) 「電気通信サービス」 --- 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること。
- (4) 「公衆回線」 --- 契約者がエル・インターネットサービスの利用にあたって、第一種電気通信事業者から電話サービス契約款に基づいて提供される電気通信回線。
- (5) 「1NS64」 --- 契約者がエル・インターネットサービスの利用にあたって、日本電気株式会社傘下にある総合デジタル通信サービス契約款に基づいて第一種総合デジタル通信サービスにより提供される電気通信サービス。
- (6) 「利用者回線」 --- 公衆回線または1NS64。
- (7) 「エル・インターネットサービス」 --- この約款に基づき当社が契約者に提供する電気通信サービスであって、利用者回線を介してファイル送送、電子メール等を提供するもの。
- (8) 「エル・インターネットサービス契約」 --- 当社からエル・インターネットサービスの提供を受けるための契約。
- (9) 「エル・インターネット設備」 --- エル・インターネットサービスを提供するための電気通信設備。
- (10) 「契約者」 --- 当社とエル・インターネットサービス契約を締結しているもの。
- (11) 「アクセスポイント」 --- エル・インターネットサービスを提供するための設備が設置されている当社の事業所。
- (12) 「ダイヤルアップ」 --- 公衆回線または1NS64の交換機を利用する接続の形態。
- (13) 「橋渡し型ダイヤルアップIP接続サービス」 --- 当社のアクセスポイントのネットワーク接続装置と契約者の使用する1台の端末とをPPP（ポイントツーポイントプロトコル）を用いて利用者回線により接続するインターネット接続サービス。
- (14) 「識別符号」 --- 橋渡し型ダイヤルアップIP接続サービスにおいて、契約者を識別するために作成される英字、数字、及び記号等の組み合わせ。ユーザIDおよびパスワード。

## 第2章 サービスの種類及び提供区域

### 第5条 エル・インターネットサービスの種類

エル・インターネットサービスの種類は、別表第1号によるものとする。

### 第6条 エル・インターネットサービスの内容

エル・インターネットサービスの内容は、別表第2号によるものとする。

### 第7条 提供地域

エル・インターネットサービスの提供区域は、日本国内全ての地域とする。

## 第3章 契約

### 第8条 契約の単位

契約者は、一つの利用契約につき一人に限ります。法人でのご契約は、別途ご相談下さい。

2 一つの利用契約につき、同時に複数の電気通信設備によるダイヤルアップはできません。

3 当社は、契約者から申し出があった場合、契約者の親族が当社とエル・インターネットサービス契約を締結しようとするときは、エル・インターネットサービス契約にかかる料金等を減免することがあります。料金等の減免する範囲は、別途定めます。この場合において、契約者と当社とのエル・インターネットサービス契約が終了したときは、当社と契約者の親族との間のエル・インターネットサービス契約も終了します。

### 第9条 契約申込みの方法

エル・インターネットサービス契約の申込みをしようとする者（以下申込者といいますが）は、当社が別に定める契約申込書に必要事項を記入して当社に提出していただきます。

2 当社は、前項の手続きに従い申込みがなされたときは、申込者に対し第5条に定めるサービスを利用するための識別符号を交付します。識別符号のうちパスワードは、当社が次に定めるエル・インターネットサービス契約成立後暫定的に利用することができます。

3 申込みは、前項の識別符号のうちパスワードを自ら変更することができます。

### 第10条 契約申込みの承諾

エル・インターネットサービス契約は、前条のエル・インターネットサービス契約の申込みに対し、当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、次の場合には、申込者のエル・インターネットサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が、エル・インターネットサービス契約に関する料金、消費税額（消費税法（昭和8年法律第108号）の規定に基づき課税される消費税（以下「消費税」といいます。）の額に相当する額をいいます。以下同じ）と（3）その他の当社に対する債務の支払を怠ることがあることが明かなとき。
- (2) 申込みが第14条（利用停止）第1項(3)号に該当するとき。
- (3) その他前条に準ずる場合で、当社が、申込者の契約の締結を適当でないと判断したとき。
- (4) 当社が第一種電気通信事業者の事業により、回線の提供が受けられないとき。
- (5) 当社がそのエル・インターネットサービス契約の申込みを承諾することが、技術上または当社の義務の履行に著しい支障があると判断したとき。

3 当社は、申込者からの申込みを承諾した時は、識別符号を記載した当社所定の書面を速やかに申込者に送付します。

## 第4章 権利の譲渡および継承等

### 第11条 権利の譲渡

契約者は、エル・インターネットサービス契約にかかる権利を第三者に譲渡することができません。

### 第12条 契約者の地位の承継

相続等により契約者の地位の承継があったときは、相続人等契約者の地位の承継人は、これを証明する書類を添えて承継の日から30日以内に当社に書面により届け出てください。

### 第13条 契約者の氏名等の変更の届出

契約者は、氏名または住所に変更があったときは、速やかにその旨を書面により当社に届出してください。

2 前項の届出があったときは、当社は、届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

## 第5章 利用停止および契約の解除および契約の変更

### 第14条 利用停止

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、期間を定めてエル・インターネットサービスの提供を停止することができます。

- (1) 第19条に定めるエル・インターネットサービスの料金等について、支払期日を経過してもなおお支払わないとき。
- (2) 第27条（利用の制限）および第31条（契約者の義務）に違反したとき。
- (3) エル・インターネットサービス契約の申込み時に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (4) 第8条（契約の単位）に違反したとき。
- (5) 前各号の掲げる事項のほか、当社が契約者が本約款に定めるエル・インターネットサービスを利用することが不適当と判断したとき。

2 当社は、前項の規定によりエル・インターネットサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を定めた方法により契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

### 第15条 当社が行う契約の解除

当社は、前条の規定によりエル・インターネットサービスの利用停止をされた契約者が、利用停止期間を経過してもなおその事実を解消しない場合は、エル・インターネットサービスを契約を直ちに解除することができます。

2 当社は、契約者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合において、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障をおよぼすと認められたときは、前条の規定にかかわらずエル・インターネットサービスの利用停止をなして、エル・インターネットサービス契約を直ちに解除することができます。

3 当社は、前2項の規定により、エル・インターネットサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

るときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

### 第16条 契約者が行う契約の解除と契約の変更

契約者は、エル・インターネットサービス契約を解約しようとするときは、解約しようとする日の1月前までに、当社に別紙を添付し、その旨を当社に通知していただきます。事前の通知がないときは、継続とみなさせていただきます。

2 契約者は、エル・インターネットサービス契約の内容を変更しようとするときは変更しようとする月の前末日までに、当社が定める範囲内より、その旨を当社に通知していただきます。

## 料金等

### 第17条 料金の体系

料金等当社が提供するエル・インターネットサービスの料金の体系は、次のとおりとします。

(1) 「初期費用」 --- 契約者が、エル・インターネットサービスを受けるにあたって支払う費用です。初期費用は、入金金があります。

### 月払い従量契約

契約者が以下に定める料金を毎月支払う場合の料金体系です。月額基本料金と通信料金に分かれます。

(1) 「月額基本料金」 --- 契約者が、エル・インターネットサービスの対価として支払う月間一定額の基本料金です。

(2) 「通信料金」 --- 契約者が、エル・インターネットサービスを利用して行った電気通信（その契約以外での者が行ったものを含まず。）について、月額料金に含まれる利用期間を超えた部分につき、当社所定の機関により測定した利用実績に基づいて算定した料金です。

### 月払い固定契約

契約者が以下に定める料金を毎月支払う場合の料金体系です。

(1) 「月額固定料金」 --- 契約者が、エル・インターネットサービスの対価として支払う月間一定額の料金です。1回の支払の対象となる利用期間は、利用契約開始日から同月の末日までとし、以後は1ヶ月毎とします。

2 料金の額は、別表第3号によるものとします。

### 第18条 料金の計算方法

月額基本料金、通信料金、月額固定料金は、月単位に従って計算します。従って、契約日による日割り計算は行いません。

### 第19条 契約者の支払義務

契約者は、当社に対し、エル・インターネットサービスの利用に係る第17条に規定した料金及びそれにかかる消費税（以下料金等といいますが）を当社が指定する方法で支払うものとします。

2 初期費用の支払義務は、利用契約が成立したときに発生します。初期費用は、契約解約時に返却しません。

3 月額基本料金、通信料金、月額固定料金の支払義務は、利用契約が成立したときに発生します。ただし、支払に関しては第20条（料金等の支払）の規定に従います。

4 第14条（利用停止）の規定によりエル・インターネットサービスの利用が停止された場合における当該停止期間の料金等は、当該サービスがあったものとして取り扱います。

### 第20条 料金等の支払

契約者は、料金等について当社が指定する期日までに当社が指定する金融機関において支払っていただきます。

2 当社は、初期費用を契約成立後すみやかに支払期限を定めて請求します。

3 当社は、月額基本料金、通信料金、月額固定料金を毎月10日に前月分の料金等を電子メールその他当社が指定する方法により請求します。

### 第21条 割増金

契約者は、料金等の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額の割増金に、これに対応する消費税額を加算した額を支払っていただきます。

### 第22条 延滞利息

契約者は、料金等（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払が無い場合には、支払期日の翌日から支払の日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

### 第23条 消費税の取扱い

契約者は、エル・インターネットサービスの提供にかかる消費税を負担していただくものと、当社が別途算出する消費税額を支払っていただきます。

## 料金等の返却および損害賠償

### 第24条 料金等の返却

当社は、エル・インターネットサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由（第27条第1項(3)、(4)号により提供を中止した場合は除きます。）によりその提供ができなくなったときは、次項以下の規定に従い、契約者の請求に基づき、当該契約者の月額料金の返還請求に応じます。ただし、契約者は、当該請求をなすこととなった日から3ヶ月以内に当該請求をしなければ、その権利を失うものとします。

2 前項の場合における料金等の返還金額の範囲は、以下のとおりとします。

(1) 月払い従量契約の場合、エル・インターネットサービスが全く利用できない状態にある事を当社が知った時刻から起算して、48時間以上その状態が継続したときに限り、その状態が継続した時間（48時間単位とします。端数は切り捨てます。）を当該月の総時間数で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に月額料金を乗じて得た金額に相当する額にこれにかかる消費税額を加算した額とします。

(2) 月払い固定契約の場合、エル・インターネットサービスが全く利用できない状態にある事を当社が知った時刻から起算して、48時間以上その状態が継続したときに限り、その状態が継続した日数を31で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に月額固定料金の31分の1を乗じて得た金額（小数点以下の端数は切り捨てます。）に相当する額にこれにかかる消費税額を加算した額とします。

3 前2項の規定にかかわらず、天災、事変その他の不可抗力により、エル・インターネットサービスを提供できなくなったときは、当社は、その責を負わないものとします。

4 第14条（利用停止）、第15条（当社が行う契約の解除）によりエル・インターネットサービスを利用できなくなった場合、当社は一切の料金等の返還請求には応じません。

5 第16条（契約者が行う契約の解約）によりエル・インターネットサービスが終了した場合、一切の料金等の返還請求には応じません。

### 第25条 損害賠償と責任限

第一種電気通信事業者の提供する電気通信サービスまたは国外の電気通信事業者の責に帰すべき事由を原因として、当社の利用不能状態が生じたことにより契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が当該第一種電気通信事業者、または本邦の電気通信事業者から受領した損害賠償の額（以下「損害賠償額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。

2 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害に対し、損害賠償額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害賠償額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額に当該損害を被った全ての契約者の損害の額に損害賠償額を全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した額を乗じて算出した額となります。

### 第26条 免責

当社は、前条に定める場合を除き、契約者がエル・インターネットサービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について、直接または間接を問わずその損害を賠償する責を負いません。

2 契約者の責に帰する事由により、当社が損害を被ったときは、契約者は、当社に対し、その損害を賠償する義務を負います。

## 提供の中止および利用の制限

### 第27条 提供の中止

当社は、次の場合にはエル・インターネットサービスの提供を中止させていただくことがあります。

- (1) エル・インターネット設備の保守上または工上やむを得ないとき。
- (2) 電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき。
- (3) 第28条（利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (4) 第一種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止したとき。

2 当社は、前項(1)から(4)号の規定によりエル・インターネットサービスの提供を中止するとき、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第28条 利用の制限

当社は、事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防又は救済、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置をとる場合があります。

### 第29条 サービスの廃止

当社は、都合によりエル・インターネットサービスの一部または全部のサービスを廃止する場合があります。

## 雑則

### 第30条 秘密保持

契約者および当社は、エル・インターネットサービス契約の履行に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならないものとします。

### 第31条 契約者の義務

契約者は、エル・インターネットサービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 利用しようする情報を改ざんする行為。
- (2) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込み行為。
- (3) 他の契約者または第三者を誹謗し、または中傷し、名誉を傷付けるような行為。
- (4) 他の契約者または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害し、または侵害するおそれのある行為。
- (5) 他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
- (6) 選挙運動、選挙の事前運動およびこれに類似する行為。
- (7) 公衆反発に及ぼす内容の文章、図画、音声等の情報を公開する行為。
- (8) その他法令に違反するもの、または背反するおそれのある行為。

2 契約者は、当社から発行された識別符号の管理の責任を負います。識別符号を失った場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

3 契約者が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、契約者は経由する全ての国の法令等、通信業者の約款等および全てのネットワークの規則に従うものとする。特に研究ネットワークは、営利目的として使用しないものとします。

### 第32条 情報の管理

契約者は、エル・インターネットサービスを使用して受信し、または送信する情報については、エル・インターネット設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。

### 第33条 管轄裁判所

本約款に関する訴訟については、奈良地方裁判所を管轄裁判所とします。

### 付則

この約款は平成8年2月1日から実施します。  
この約款は平成8年4月1日から実施します。  
この約款は平成9年11月1日から実施します。  
この約款は平成10年9月1日から実施します。  
この約款は平成13年11月5日から実施します。  
この約款は平成17年02月3日から実施します。  
この約款は平成23年12月14日から実施します。

